

正誤表

2024年版 司法試験・予備試験 体系別短答式過去問集 3 刑法

本書において下記の通り誤りがございました。

内容を訂正すると共に、読者の皆様にご迷惑をおかけしたことを、深くお詫び申し上げます。

恐れ入りますが、本正誤表をご確認の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

早稲田経営出版

ページ	誤	正	更新日
385	平 29-15 ⁷ (No.161) 肢 1 解説 3 行目 判例 (最判昭 53. 7. 28) は教故意犯説	判例 (最判昭 53. 7. 28) は数故意犯説	26/04/02
409	平 24- 5 (No.172) 肢④ 解説 3~4 行目 全体として牽連犯となるから	全体として科刑上一罪となるから	26/04/02
458	平 21-20 (No.192) 肢ウ 下から 2 行目 第 13 条第 1 項により、20 年以下	第 12 条第 1 項により、20 年以下	26/04/02
479	平 28-14 (No.199) 肢 5 解説 2 行目「そのため、」を以下に差替え また、現場助勢罪 (§ 206) の文言も「前二条の犯罪が行われるに当たり」として、傷害罪 (§ 204) ないし傷害致死罪 (§ 205) の構成要件該当性を要求しているので、		26/04/02
487	予平 30- 1 (No.203) 肢 2 解説 4 行目 (最決昭 45. 12. 13=刑法百選 II No. 7)	(最決昭 45. 12. 3=刑法百選 II No. 7)	26/04/02
516	平 27- 8 ⁶ 改 (No.216) 肢ウ 問題文 3 行目 (刑法第 177 条第 1 項第 1 号)	(刑法第 177 条第 1 項)	26/04/02
517	解説 1 行目 (§ 177- I ①) 解説 3 行目 (§ 176- I)	(§ 177- I) (§ 177- I)	
565	平 27- 2 (No.238) 肢ウ 解説 4 行目「例えば、」から 7 行目「がある。」までを以下に差替え 例えば、回転寿司店の客席テーブルに置いてある紅生姜を「自身の口の中に入れた箸を使って同容器から直接口にかき込むようにして食べるなどし、同容器に残存していた紅生姜 (損害額約 269 円) を汚損するとともに、同店店長らが清潔な紅生姜を客に提供するのを不能ならしめるなどし、もって他人の物を損壊するとともに、威力を用いて同店の業務を妨害した」として威力業務妨害罪の成立を認めた下級審裁判例 (大阪地判令 6. 2. 15) がある。		26/04/02
571	令 2-12 (No.240) 肢 2 解説 下から 2 行目 偽計業務妨害罪 (§ 233)	威力業務妨害罪 (§ 234)	26/04/02
645	令 2-18 (No.272) 肢オ 解説を以下に差替え 肢イでも検討したとおり、この【見解】において、錯誤の対象は、利用者にクレジットカードの正当な利用権限がないことである。したがって、加盟店が名義人以外の利用であり、利用権限がないことを知りながら、クレジットカードの利用を認めた場合には、加盟店の錯誤が生じておらず、詐欺未遂罪が成立するに過ぎないので、批判は当たらない。		26/04/02

681	平 18-5 (No.286) 肢イ 解説冒頭から 2 行目「考えられる。」までを以下に差替え 乙から鑑定依頼を受けて保管している甲は横領罪 (§ 252) の「自己の占有する」を満たし、この腕時計は A 所有物なので「他人の物」も満たす。「横領」について、判例 (最判昭 24. 3. 8) は横領罪の成立に必要な不法領得の意志とは「他人の物の占有者が委託の任務に背いて、その物につき権限がないのに所有者でなければできないような処分をする意志」としている (領得行為説)。甲は乙の委託の任務に背いているが、横領罪の保護法益が所有権と解されることから、所有者 A に交付する行為は、保護法益の主体たる本人のためになされた処分行為として、不法領得の意志が認められず、横領罪は成立しない。	26/04/02	
709	平 27-10 <u>8</u> (No.299) 解説 最終行 以上から、正解は① a ② c ③ e	以上から、正解は① b ② c ③ e	26/04/02
815	令 2-8 (No.347) 肢オ 解説 4 行目 手続の形式を覆踐していることを要する	手続の形式を履踐していることを要する	26/04/02
881	平 21-17 (No.379) 肢 5 解説 1 行目「そして、」から 3 行目「意思をいう。」までを以下に差替え そして、横領罪 (§ 252) の不法領得の意思について判例 (最判昭 24. 3. 8) は、「他人の物の占有者が委託の任務に背いてその物につき権限がないのに所有者でなければできないような処分をする意思」とする。窃盗罪 (§ 235) の不法領得の意思と異なり、委託信任関係を前提とすることから「権利者を排除」することは要求されず、また判例では財物の「経済的用法に従って利用処分」する意思とはされていない。しかし、横領罪は窃盗罪と同様に利欲犯的の性質を有することで器物損壊罪 (§ 261) の法定刑より重いのであるから、器物損壊罪と区別すべく、経済的用法に従って利用・処分する意思を要件とすべきである。	26/04/02	

以上